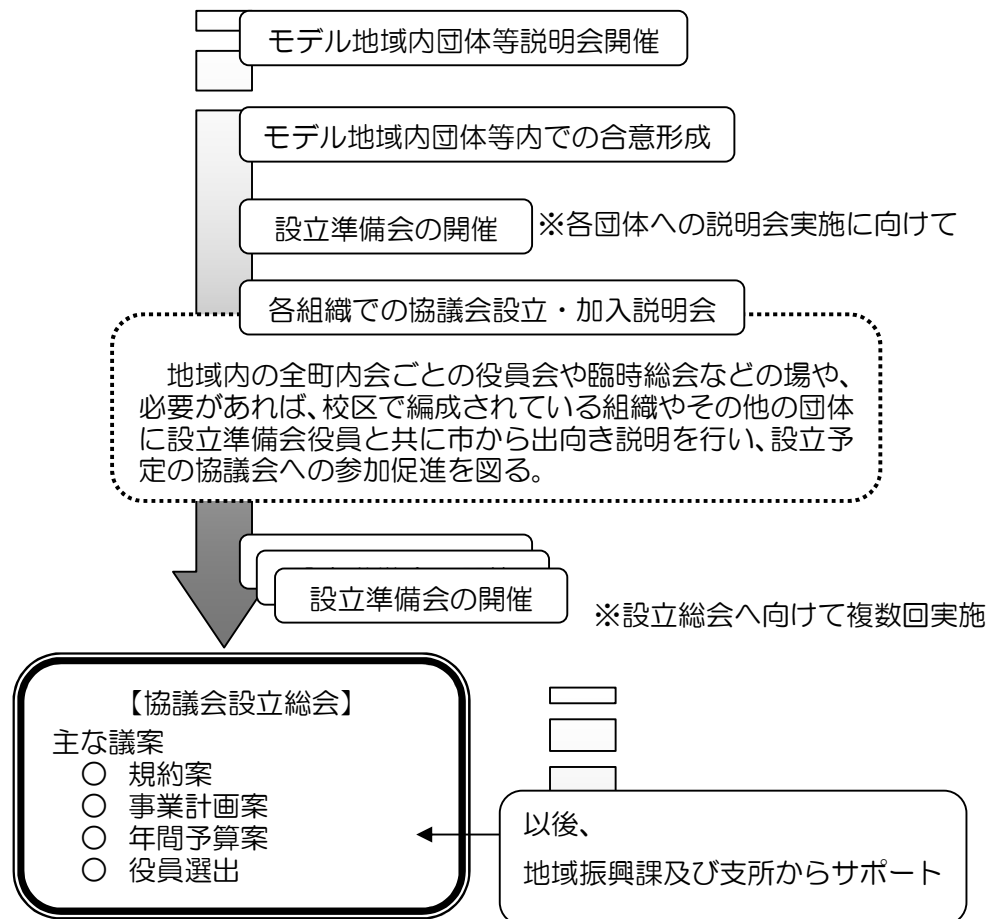


地域コミュニティ協議会設立の基本的考え方

1. 事前準備

- (1) 地域コミュニティ協議会（以下、「協議会」という。）を市登録組織とするための要綱を策定する。
- (2) 協議会の運営等支援に資する補助事業の要綱を策定する。
- (3) 協議会を設立した場合の規約例（準則）を策定する。
- (4) 協議会の拠点施設に係る利用環境を整理する。
- (5) コミュニティビジョン概要版と設立支援関係の説明用資料の作成・印刷
- (6) 協議会設立マニュアルの策定
- (7) モデル地域の選定

2. 協議会設立手順（4ヶ月程度を想定）



3. 協議会当初活動手順

- (1) 役員会開催
- (2) 協議会設立登録手続
- (3) 事務局職員の雇用
- (4) 部会設立
- (5) 地域コミュニティプラン作成開始